

筑波研究学園都市研究機関労働組合協議会（学研労協）常任幹事会決議

「国家安全保障会議設置法案」および「特定秘密保護法案」の廃案を求める決議

安倍政権は「国家安全保障会議設置法案」および「特定秘密保護法案」を国会に提出した。前者はすでに衆議院を通過し、後者の国会審議も始められた。

これら両法案は、安全保障にかかわる重要な意思決定を一部閣僚が独占し、「特定秘密」を行政の長が専管的に指定するという基本構造上、本質的に、国民の知る権利を奪い、国権の最高機関たる国会の機能を損ね、内閣の暴走に対して主権者や立法・司法機関が歯止めをかけられなくするものである。すなわち、これらは日本国憲法の原理と相容れない法案であって、「報道の自由への配慮」や一部修正をもって問題は解消されない。

両法案および与党が今後提出を予定している「国家安全保障基本法案」は、日本国憲法の明文改定が当面困難となった安倍政権が、与党が多数を占める国会で法律を強行的に制定することによって、実質的な改憲を断行しようとするものにほかならない。

これら法案が制定・施行されるなら、日本が「集団的自衛権の行使」に踏み切って米国の戦争に参戦することが可能になる。

また、沖縄をはじめ軍事基地や訓練区域に接する地域では、今ですら不十分な国からの情報の提供がなされなくなる可能性がある。さらに、公務員のみならず広く国民が、何が特定秘密であるかも明らかでないまま、秘密への不正アクセスやその教唆・共謀を理由に逮捕され、重い刑に服せられる事態も現実のものとなるのである。

国家安全保障会議では、議事録が作成され将来に開示される定めはない。「特定秘密」もまた、長期間にわたって秘匿され、将来開示される保障もない。このことは、日本において安全保障政策は検証・批判が許されなくなることを意味する。これは、民主主義国家として許されないことであり、国民主権を謳う憲法に背くものである。

狭義の安全保障・軍事問題に留まらず、宇宙、原子力、病原体をはじめ、様々な分野において、国民に開かれた自主的で民主的な研究や教育の展開が、「特定秘密保護」により支障を来すことも懸念される。

以上のことから、私たち学研労協は、憲法を擁護するとともに筑波研究学園都市に立地する研究機関・大学等が国民の負託に応える研究業務や教育を遂行すること求める立場から、両法案の廃案を求める。

2013年11月14日

筑波研究学園都市研究機関労働組合協議会

第33期常任幹事会

第34期常任幹事会